

第1回定例会

・審議した議案②

第1回定例会が3月4日から11日の間で開催され、議案29件、承認1件、同意2件、諮問2件、報告1件、決議案1件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

(令和2年度当初予算については6～10項の「特集 まちの予算をみる」をご覧ください。)

第1回定例会

・審議した議案①

全国的な建設技術者不足への対策として 事業所の技術者養成に対する修学資金貸付条例を制定

ふるさと納税に関する予算を増額補正、寄付総額は昨年の3倍近くに

審議した議案

予算

■令和元年度一般会計補正予算(第5号)
2億5443万円が減額され、予算の総額が47億7083万円になりました。

【主な歳入】
・町民税(現年度課税分) 4877万円
・普通交付税 1億2247万円
・社会資本整備総合交付金 ▲4254万円
・財政調整基金繰入金 ▲4億8200万円
・前年度繰越金 1億4674万円

【主な歳入】
・特別養護老人ホーム利用料 789万円
【主な歳出】
・職員手当等 1242万円

1113万円が追加され、予算の総額が2億7485万円になりました。

【主な歳入】
・令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
219万円が減額され、予算の総額が8974万円になりました。

【主な歳出】
・後期高齢者医療広域連合保険料等負担 ▲176万円
▲408万円

条例

■一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定
専門的な知識経験を有する者を、任期を定めて町の一般職として採用するため必要な条例を制定するものです。
なお、専門的な知識経験を

【主な歳出】
・職員手当等(嘱託) 1558万円
・橋梁点検委託料 ▲1204万円
・若里基線道路改良舗装工事 ▲4699万円
・遠軽地区広域組合負担金 ▲1347万円
・簡易水道特別会計繰出金 ▲2086万円

■令和元年度一般会計補正予算(第6号)
予算の総額に増減は有りませんが、次の通り歳出予算が補正されました。
【歳出】
・修繕料(道路橋梁維持費) 136万円
・予備費 ▲136万円

■令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
3千円が減額され、予算の総額が8億9587万円になりました。

■令和元年度簡易水道特別会計補正予算(第1号)
8725万円が減額され、予算の総額が3億7859万円になりました。
【主な歳入】
・若佐簡易水道区域拡張事業費補助金 ▲2247万円
・若佐簡易水道区域拡張事業費 ▲3280万円
【主な歳出】
・若佐簡易水道区域拡張事業費負担金 ▲5499万円
・水道管移設補償工事 ▲1791万円

■令和元年度介護保険特別会計補正予算(第4号)
949万円が減額され、予算の総額が5億2837万円になりました。
【主な歳入】
・介護給付費交付金現年度分 ▲752万円
【主な歳出】
・居宅介護サービス給付費 ▲1140万円

■令和元年度介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

有する者として、町で独自に採用する臨時教職員を予定しています。
■一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
一般職の任期付き職員の採用に関する条例の制定に伴い、改正が必要な町の条例2件を一括して改正するための条例を制定するものです。

建設技術者の養成を支援

■建設技術者養成就学資金貸付条例の制定
近年、全国的に人手不足が深刻化している建設関係技術者を確保するため、町内の建設事業所に勤める者で、職務命令により必要な資格を習得するため、短大・専門学校に在学する者に対し、町が就学資金を貸付するための条例を制定するものです。

- ・建築施工管理
- ・電気工事施工管理
- ・管工事施工管理
- ・電気通信工事施工管理
- ・造園施工管理
- ・建築士
- ②貸付金額等
・貸付金額 月額5万円以内
・資金を受けられる期間 24ヶ月を上限
・免除規定
・卒業後町内に在住し、町内事業所において資金を受けた期間の1.5倍の期間就業した場合、貸付けた就学資金の返還が免除されます。
この条例は令和2年4月1日から施行されます。

■災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
国において「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部が改正されたことに伴い、関係する町の条例を改正するものです。
今回の改正により、自然災害で被災した世帯に対する災害援護資金の貸付の際に保証人を立てることができるようになり、保証人がいる場合の貸付利率を無利子、保証人がいない場合でも、これまでの年3%から年1%に削減されました。

■町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
国から示されている公営住宅管理標準条例(案)の改正に準じて、関係する町の条例を改正するものです。

①対象の資格(全て1級・2級)
・建設機械施工
・土木施工管理
なお、入浴料は従来の金額から変更ありません。

①町営住宅へ入居する際の収入基準について、小学校就学前の子供がいる世帯などの基準を21万4000円から25万9000円に見直し。

第1回定例会

- ・審議した議案④
- ・町長行政報告

第1回定例会

- ・審議した議案③

から、新たな指定管理者の募集を行ったところ、株式会社愛生の杜以外の応募が無かったことから、引き続き指定管理者とすることを決定しました。

- ・管理を行わせる施設
悠林館「かぶとむし」
- ・指定する指定管理者
株式会社愛生の杜
代表取締役 寺山 加奈恵
- ・管理を行わせる期間
令和2年4月1日から
令和12年3月31日

■物産館「みのり」に係る指定管理者の指定
物産館「みのり」の指定管理者として、株式会社ドリムフロンティアを指定した期間が令和2年3月31日で終了することから、引き続き株式会社ドリムフロンティアを指定管理者とすることを決定しました。

- ・管理を行わせる施設
物産館「みのり」
- ・指定する指定管理者
株式会社
ドリムフロンティア
代表取締役 高橋 俊道
- ・管理を行わせる期間
令和2年4月1日から
令和12年3月31日

②認知症の入居者の収入申告義務を免除。

③敷金を入居中でも弁済に充てることができるように見直し。

この条例は令和2年4月1日から施行されます。

■簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定
現在町で運営している佐呂間、浜佐呂間、米・若佐・知来の3つの簡易水道を、佐呂間簡易水道として1つの簡易水道に事業統合することになったことから、関係する町の条例を改正するものです。

■簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
国において「水道法施行令」の一部が改正されたことに伴い、関係する町の条例を改正するものです。

■農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止
農業振興基金は、本町の農業振興施策の総合的な推進を目的に平成17年2月に設置され、これまで町内の農業振興

■権利の放棄
町営住宅の家賃及び水道料金の債務で、債務者の死亡後に時効期間が満了したものと、合計20件の使用料債権の放棄を決定しました。

■町道路線の変更
町道の終点について、次のとおり変更することを決定しました。

①佐呂間29号道路
変更前 宮前町3番地の26
変更後 宮前町3番地の33

②幸町道路
変更前 幸町6番地の16
変更後 宮前町4番地

事業や町有牧野の維持管理事業などに用いてきましたが、平成28年に基金残高がほぼ底を付き、今後新たな積立を行うことや事業に用いる予定がないことから、基金に関する条例を廃止するものです。

なお、基金に残っている残金については全額を町の会計に繰入し、一般財源となりま

■固定資産評価審査委員会委員の選任同意
固定資産の価格に関する不服申立てを審査する固定資産評価審査委員会委員として、次の方々の再任について同意しました。

◎共立 八矢憲一氏
◎永代町 榎本 彰氏

どちらの方も任期については令和2年3月22日から令和5年3月21日までの3年間であります。

同意

町長行政報告 (要旨)

■新型コロナウイルス感染症の対応
新型コロナウイルス感染症について、町内での発生は確認されていないものの道内で感染が拡大しています。こうしたことから、北海道及び北海道教育委員会から小中学校の臨時休校の要請があり、本町でも2月27日から臨時休校としたところでありましたが、さらに国からも臨時休校の要請があり、春休み前まで休校を延長いたします。

また、町や教育委員会が主催する3月中の事業については中止や延期を決定、老人福祉センター、ホワイトドームを3月末まで休館、町民センターなど公共施設での不要不急の行事の取りやめ、公共施設への手指消毒アルコールの配置、特別養護老人ホーム愛の園での緊急以外の面会の制

限、その他の町内介護施設でのマスク着用や手指消毒の励行などを行っております。

なお、2月28日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を役場内に設置し、町として対策を総合的かつ強力に推進することといたしました。

今後新型コロナウイルス感染症の終息時期が見えないなか、地域の皆さまには何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



役場の各窓口にも消毒用アルコールが設置されています

その他

■人権擁護委員候補者の推薦
法務大臣から委嘱を受け、各市町村で人権相談などの活動を行う人権擁護委員として、次の方々を法務大臣へ推薦するため議会に意見を求められ、どちらの方も適任いたしました。

◎永代町 伊藤雅晃氏
◎宮前町 原 昭広氏

■専決処分の承認
令和元年度一般会計補正予算(第4号)の専決処分について承認しました。

4500万円が追加され、予算の総額が50億2526万円になりました。

【主な歳入】
ふるさと応援事業寄付金 8500万円

■悠林館「かぶとむし」に係る指定管理者の指定
悠林館「かぶとむし」の指定管理者として、株式会社愛生の杜を指定した期間が令和2年3月31日で終了すること

■財政調整基金繰入金 ▲4000万円

【主な歳出】
・公金クレジット決済手数料 437万円
・ふるさと納税業務代行委託料 4113万円

■ふるさと納税の状況
令和元年度のふるさと納税(ふるさと応援事業寄付金)は、本年1月末の時点で件数が1万3000件、金額は1億5080万円と、平成30年度実績5520万円(※)を3倍近く上回る成果が出ています。

今回の補正予算について、歳入は最終的な寄附見込額1億5700万円と当初予算との差額を増額するもので、歳出については増加した寄附者への返礼品の発送業務など、関連する経費を増額するものです。

※宮崎県都農町からの寄附金7500万円は除く。

諮問